4　施行令第三条第三項ただし書に規定する特例書類に記載すべき財務省令で定める事項及び同項ただし書に規定する帳簿に記載若しくは記録がされ、又は同項ただし書に規定する非課税適用申告書等の写しに記載された同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、特例対象組合又は特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びに当該特例対象組合又は特例対象信託の業務執行者等の氏名又は名称及び住所等とする。

第三条の十八に次の一項を加える。

51　法第五条の二第四項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第八十二条第一項の規定の適用については、同項中「者の各人別」とあるのは、「者の各人別（租税特別措置法第五条の二第四項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合にあつては、その利子等の支払を受ける同項の組合又は信託の租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三条の十八第九項第三号（振替国債等の利子の課税の特例）に規定する組合員等の各人別）」とする。

第三条の十九第二項第一号中「場所。」の下に「第七号、」を加え、同項第二号中「次項第三号及び第四項第一号」を「以下この条」に、「法第五条の三第四項第一号」を「同項第一号」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　当該非課税適用申告書を提出する者が法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第三項に規定する外国年金信託（以下この号及び次項第一号において「外国年金信託」という。）の受託者である場合には、外国年金信託の受託者である旨、当該外国年金信託の名称及び当該外国年金信託の設定の根拠となる外国の法令の名称

七　当該非課税適用申告書を提出する者が法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第四項に規定する組合契約（以下この号において「組合契約」という。）に係る同項に規定する組合財産（以下この号において「組合財産」という。）又は同項に規定する信託（以下この号において「特例対象信託」という。）の信託財産に属する特定振替社債等の利子につき支払を受ける場合には、その特定振替社債等が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する旨、当該組合契約に係る組合（以下この号において「特例対象組合」という。）又は当該特例対象信託の法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第四項に規定する業務執行者等の氏名又は名称及び住所等

第三条の十九第三項第一号中「の受託者」を「又は外国年金信託の受託者」に改め、「各適格外国証券投資信託」の下に「又は各外国年金信託」を加え、同条第四項第二号中「第五条の二第十五項」を「第五条の二第十七項」に改め、同条第五項第二号中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に改め、同条第六項中「、第五項から第七項まで、第十一項から第四十三項まで」を「、第四項、第六項から第十一項まで、第十五項から第五十一項まで」に、「第九項、第十項、第十五項、第二十項から第三十一項まで、第三十三項から第三十八項まで、第四十項から第四十四項まで及び第四十七項から第四十九項まで」を「第九項から第十一項まで、第十六項、第二十一項から第三十二項まで、第三十四項から第三十九項まで、第四十一項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十一項まで」に改め、同項の表前条第三項第二号の項を削り、同表前条第三項第三号の項の次に次のように加える。

前条第三項第七号	振替記載等	法第五条の三第四項第七号に規定する振替記載等（以下この条において「振替記載等」という。）

第三条の十九第六項の表前条第五項の項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「第七項まで」を「第八項まで」に、「、同項第三号」を「同項第三号に」に、「、次条第三項第三号」を「次条第三項第三号に」に改め、同表前条第六項第二号及び第七項第二号の項中「前条第六項第二号及び第七項第二号」を「前条第七項第二号及び第八項第二号」に改め、同表前条第十四項第三号の項中「前条第十四項第三号」を「前条第十八項第三号及び第十九項第一号」に改め、同表中

前条第二十二項第二号及び第四号	同条第一項	法第五条の三第一項

を

前条第二十八項第二号	同条第一項	法第五条の三第一項
前条第二十八項第四号	第五条の二第一項	第五条の三第一項

に

改め、同表前条第三十四項第一号の項中「前条第三十四項第一号」を「前条第四十一項第一号」に、「第五条の二第五項第八号」を「第五条の二第七項第八号」に改め、同表前条第三十五項第三号ロ⑵の項中「前条第三十五項第三号ロ⑵」を「前条第四十二項第三号ロ⑵」に改め、同項の次に次のように加える。

前条第五十一項	第五条の二第四項（第五条の三第五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（	第三条の十九第六項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同令第三条の十八第九項第三号

第三条の二十第十一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十八項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第四条の四第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「第八項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第九項とする。

第五条の三の二中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第五条の七の次に次の一条を加える。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の七の二　施行令第五条の四の二第四項に規定する財務省令で定める設備は、インバーター（制御指令信号に基づき交流電動機の出力軸の回転数を変化させることにより電力負荷を調整する機能を有するもので、半導体スイッチング素子を用いたものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）とする。

2　施行令第五条の四の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　施行令第五条の四の二第五項第一号に掲げる建築物　同号に定める基準を満たすものであることにつき当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十四条第一項に規定する所管行政庁が確認した旨を証する書類

二　施行令第五条の四の二第五項第二号に掲げる建築物　同号に定める基準を満たすものであることにつき経済産業大臣が確認した旨を証する書類